

# 平成26年度 元気な釧路創造交付金事業 募集要領

## =目次=

1	元気な釧路創造交付金事業の目的	1
2	提案応募できる団体等	1
3	提案を募集する事業	1
4	事業期間	2
5	事業経費の積算の考え方	2
6	応募方法	3
7	事業の審査、選考	3
8	事業内容の確定及び交付申請	4
9	事業実施	4
10	事業報告会	5
11	情報公開	5
12	問合・提出先	6
13	応募から実績報告までの手続き	6
	元気な釧路創造交付金募集要領関係様式	7

# 釧路市

## 1 元気な釧路創造交付金事業の目的

---

本交付金は、地域やまちづくりの課題を市民と行政が共有し、協働、連携して公益的な事業を実施することで解決する、あるいは、事業の実施により地域の活性化を図ることを目的としております

市が設定する課題テーマに沿って、市民の皆さんから市と協働して取り組む形でご提案いただいた事業を支援するための制度です。

## 2 提案応募できる団体等

---

釧路市内に活動拠点又は活動実績があり、市内を対象とした事業を行える団体及び民間事業者等で、次の全てに該当すること。

- (1) 組織の運営に関する規則があること。
- (2) 予算、決算などについて適正な会計管理が行われていること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等でないこと。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

## 3 提案を募集する事業

---

以下の要件をすべて満たしていること。ただし平成24・25年度本交付金採択事業で、26年度も継続する事業については、(1)の要件を除く。

- (1) 市が設定した課題テーマに沿った事業であること。
- (2) 釧路市内で実施される公益的・公共的かつ新規性のある事業であること。
- (3) 地域課題の解決や地域の活性化につながる事業であること。
- (4) 具体的な成果目標のある事業でかつ広く波及効果のある事業であること。
- (5) ソフト系事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ① 釧路市からの他の補助金等を受けている（申請している）事業。
- ② 定例の講演会やイベント、お祭り等の年中行事。
- ③ 公序良俗に反するもの。
- ④ 営利を目的とするもの。ただし、事業の波及効果として営利が生じるものを除く。
- ⑤ 宗教上の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの。
- ⑥ 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

【平成26年度】

◆課題テーマ

「**域内循環**」・「**地域を担う人材育成**」・「**安心して暮らせる都市づくり**」

平成26年度の対象事業は、上記の3つのテーマに即した取り組みとします。

**域内循環**

釧路市の雄大な自然、冷涼な気候、豊かな農林水産資源など優れた資源の魅力を釧路に住む私たちが再発見・再認識でき、さらには広く発信して地域全体の魅力を高めることができるような取り組み。

**地域を担う人材育成**

自らが地域のことを考え、またこれから先の地域のあるべき姿を考えることができる人材、今後、地域を支える能力や知識を持つ人材の育成につながる取り組み。

**安心して暮らせる都市づくり**

大規模災害の発生を受けて、改めて「地域のつながりの大切さ」が見直されている今、子育てや教育、社会福祉活動、防災、減災などさまざまな分野で市民がお互いに助け合い、安心・安全に暮らしていける都市づくりにつながる取り組み。

上記のような取り組みについての提案をお待ちしています。

◆予算総額 300万円

## 4 事業期間

交付金対象事業の交付決定日から平成27年3月31日までとします（交付決定日前に支出した事業費は対象になりませんので、留意してください）。ただし、毎年度の審査において継続して実施することが適当であると判断されたものについては、3年を限度に継続する事ができますが、事業開始は、交付決定日からとなります。

## 5 事業経費の考え方

---

下記の項目を基準として、算出してください。

### (1) 対象経費

事業の遂行に必要な経費で、次のような経費です。

費目	内容
人件費	本事業の実施のために新たに雇用した者（パートタイマー、アルバイト含）の賃金、法定福利費 講師、アドバイザー等の謝礼など
消耗品費	紙、鉛筆などの事務用品で2万円未満のもの
備品費	2万円以上、10万円未満の事業実施に必要な物品 (10万円以上の物品は対象外)
光熱水費	会場に必要な電気、水道、灯油など
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷に必要な経費
通信運搬費	郵便料、電話料、送料など
役務費	クリーニング代、新聞折込み手数料など
使用料・賃借料	会場使用料、コピー機賃借料、レンタル料金など
旅費・交通費	事業の実施に伴う従事者の旅費、講師等の交通費など
委託料	会場設営や翻訳など第三者に契約に基づき委託するもの

### (2) 対象外の経費

10万円以上の物品購入費、事務所など事業の実施に直接関係のない光熱水費、維持管理費、備品購入等に要する経費です。

※いわゆる運営費に類する経費は対象外です。

### (3) その他

概算経費、経費内訳の作成の際は、予め複数社から見積りを徴取するなど、事業実施報告時に交付金の返還が生じないように、十分に計画して積算してください。

## 6 応募方法

---

事業の提案をする場合は、次の書類を作成し、定められた期間内に市民協働推進課へ提出してください。なお、事業の提案は、1団体（提案団体）につき1件の提案とし、提出された書類については返却しません。

### (1) 提出書類

- ①事業提案書（様式1）
- ②提案事業計画書（様式2）
- ③事業概要【継続事業用】（様式3）※継続事業のみ
- ④その他必要書類

応募団体の要件を満たしていることが確認できる資料

※提案団体の会則、規約、事業報告書、収支決算書、構成員名簿など

(2) 提出方法

上記①の書類に押印のうえ、釧路市役所市民協働推進課へ持参、もしくは郵送してください（メールでの提出は不可）。

(3) 提出部数 1部

(4) 応募期間 平成26年5月1日（木）～5月23日（金）午後5時  
郵送の場合は、必着。

## 7 事業の審査、選考

---

(1) 事業の審査

提出された事業は、下記の審査を経て事業採択し、交付決定します。

①書類審査（一次）

提案団体の応募資格や事業の対象要件等を審査して本交付金事業の対象であるかを判断し、審査結果を提案団体に通知します。

②プレゼンテーション審査（二次）

「元気な釧路創造交付金提案事業審査会」により審査されます（審査会は公開です）。事業概要や事業成果、波及効果などについてプレゼンテーションを行い、審査員からの質疑に回答していただきます。ただし、継続事業については、プレゼンテーションを実施しない場合があります。

(2) 事業内容の審査基準

審査の基準は以下のとおりです。

①事業の目的	市民や地域のニーズ、社会問題や地域課題が的確に捉えられたものであるか。課題テーマに即しているか。
②先駆性・独創性	事業が先駆的、かつ独創的であり、今後の釧路市の地域課題の解決や地域の活性化につながるか。
③実現可能性	実施体制や実施方法、スケジュールが合理的であり、実現性、実行性が高いか。
④協働・連携	市との協働・連携の要素が含まれているか。また、その取組内容は有効であるか。
⑤費用の妥当性	提案内容を実現するための適切な経費の算出となっているか。
⑥事業の成果目標	事業の成果目標が具体的に定められているか。また、成果目標が妥当であるか。
⑦事業の波及効果	事業の実施に伴う幅の広い波及効果が期待できるか。
⑧事業遂行能力	提案団体には業務遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、事業構築していく能力があると認められるか。

### (3) 交付金対象事業採択の決定通知

審査結果は審査会終了後すみやかに、提案団体宛に採択決定通知（審査員意見等を併記）をもって通知します。

## 8 事業内容の確定及び交付申請

---

「採択決定通知」を受けた事業は、内示額と審査意見等を反映させて、申請書等の関係書類を作成し、採択通知を受けてから30日以内に提出してください。

申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 交付申請書（交付要綱様式第1号）

(2) その他必要書類

※採択決定通知は、交付決定ではありません。応募した事業について採択決定通知を受けた団体等は、交付要綱（採択通知に同封）の手順に沿って、交付申請書等を提出してください。

※事業開始予定日が年度の後半にあるなど30日以内に提出するのが難しい場合には、その旨、ご連絡ください。なお、30日以内に連絡もなく申請書が提出されない場合は、採択を取り消す場合があります。

## 9 事業実施

---

交付申請書（交付要綱様式第1号）の提出後、市が交付決定を行い、交付決定書（交付要綱様式第2号）を申請者（実施団体）に送付いたします。交付決定日以降の事業費が対象となります。

※交付金は交付決定後、請求により交付（指定の口座に振込）いたします。

※交付申請を受けて、市から交付決定した後は、随時、実施団体からの請求により交付金を交付します。

## 10 事業報告

---

### (1) 事業実績報告

事業完了後1カ月以内あるいは平成27年3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

①事業実績報告書（交付要綱様式第5号）

②添付書類

- ・支出内容が確認出来る書類（請求書、領収書、納品書、委託契約書等の写し）
- ・事業の成果物（作成した印刷物、写真等）

※提出された事業実績報告書により交付金額を確定します。

※支出した対象経費が交付決定額に満たない場合や不適切な支出が認められた場合等には、交付決定額の変更を行い、交付金の返還を求めることがあります。

## 11 情報公開

---

事業の公募や申請に関する書類等は、個人情報に配慮の上、市の広報紙やホームページ等で公表するとともに、審査会等の資料は、来場者に配布いたします。

## 12 問合せ・提出先

---

元気な釧路創造交付金に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

○釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所2階

TEL : 0154-31-4504 (直通) FAX : 0154-23-5220

E-mail : [shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp](mailto:shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp)

## 13 応募から実績報告までの手続き

---

提案事業の応募から事業実施、実績報告までの具体的な手続きの流れは次のとおりです。

時期	手続き
5月1日～23日	○提案事業の募集 ・申請書等必要書類を市役所に提出してください。 ・書類審査(1次)
6月中旬(予定)	○審査会(プレゼンテーション審査)の開催(2次) ・提案団体参加のもと審査会を開催します。 ○採択事業の決定通知、審査結果の公表 ・採択事業を決定し、提案団体に通知するとともに、審査結果を公表します。 ○事業内容の確定、交付申請 ・審査委員意見を反映して事業内容を確定し、交付申請書等の書類を提出していただきます。
	※随時、交付金の請求、交付
6月下旬から	○事業の実施
3月31日まで	○事業の完了、実績報告 ・事業が完了した日から起算して1ヶ月以内または、当該年度の末日のいずれか早い期日までに関係書類を提出してください。 ○交付金の確定、返還
4月下旬	○事業実績報告の周知

様式 1 元気な釧路創造交付金 事業提案書

様式 2 元気な釧路創造交付金 提案事業計画書

様式 3 (別記)元気な釧路創造交付金 事業概要【継続事業用】



様式 1

平成 2 6 年度元気な釧路創造交付金 事業提案書

平成 年 月 日

釧路市長 様

提案者 住 所  
団体名  
代表者 印

下記のとおり、平成 2 6 年度元気な釧路創造交付金事業を提案いたします。

記

1 提案事業の名称等

提案事業の名称	
提案事業の事業費 (内対象事業費)	円 ( 円)
提案事業の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 団体概要

団 体 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地 ( 住 所 )		
会 則 ・ 規 約 の 有 無	有 ・ 無	
連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	電 子 メ ー ル	

3 事業内容

(1) 別紙 提案事業計画書 (様式 2)

(2) 添付資料 応募団体の要件を満たしていることが確認できる資料

※平成 2 4 ・ 2 5 年度からの継続事業の場合、別記 (様式 3) も添付

様式 2

元気な釧路創造交付金 提案事業計画書

1 事業内容

団体名	
事業名	
課題テーマ	
事業提案の背景	
事業目的	
事業概要	
事業展開	
成果目標	
波及効果	
実施体制	
連携する市担当課	無 ・ 有 ( 部 課・室)

## 2 概算経費と積算内訳

(収入)

費目	予算額 (円)	内訳
元気な釧路創造交付金		
合 計		

※元気な釧路創造交付金（費目）の予算額は、あくまでも提案団体が希望とする額を記載するものであり、実際の交付額は審査会により決定された額となりますのでご承知ください。

(支出)

費目	予算額 (円)	内訳
対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

様式 3 (別記)

元気な釧路創造交付金 事業概要【継続事業用】

団 体 名	
事 業 名	※当初採択時と事業名が違う場合には、ここに当初事業名を記入ください
前年度の事業実績・成果	
前年度までの事業との主な相違点（変更・改善点）	
特 記 事 項	※事業継続に向けた、アピール等、ご自由に記入してください。

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当  
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所2階  
TEL : 0154-31-4504 (直通) FAX : 0154-23-5220  
E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp